

## JI 監督委員会 (JISC) 第 1 回会合出席報告

2006 年 2 月 14 日  
財団法人地球環境センター (GEC)  
社団法人海外環境協力センター (OECC)

### I. JI 監督委員会 (JISC) 第 1 回会合 (JISC1) 概要

1. 日時： 2006 年 2 月 2 日 (木) ~ 3 日 (金)
2. 場所： Internationales Kongresszentrum Bundeshaus Bonn (ドイツ・ボン)
3. 議題：
  1. [開会](#)
  2. [議題の採択](#)
  3. [議長及び副議長の選出](#)
  4. [委員会メンバーシップについて](#)
  5. [ワークプラン](#)
    - a) [手続規則](#)
    - b) [JI プロジェクト設計書 \(PDD\)](#)
    - c) [その他 \(独立組織 \(IE\) の認定等\)](#)
  6. [2006 ~ 07 年の管理計画](#)
  7. [その他](#)
  8. [会合レポートの採択](#)
  - [オブザーバー Q&A セッション](#)
  9. [閉会](#)



#### 【議長・副議長の選出】

- ・ 議長として Daniela Stoycheva 氏 (ブルガリア / 附属書 国) を選出。
- ・ 副議長として Shailendra Kumar Joshi 氏 (インド / 非附属書 国) を選出。

#### 【手続規則】

- ・ CDM 理事会の手続規則をベースとして UNFCCC 事務局が作成した JISC 手続規則 (Rules of Procedure) 案について審議し、その結果を反映したものを採択。
- ・ 事務局が作成した案では挿入されていなかった JISC の下部組織 (パネルや作業グループなど) に関する規定について、今後設置される可能性を考慮し、挿入。

#### 【JI プロジェクト設計書 (PDD)】

- ・ CDM の PDD フォーマットをベースとして UNFCCC 事務局が作成した JI 用 PDD フォーマットについて、CDM の PDD フォーマットとの変更点を中心に審議し、その結果を反映したものを PDD フォーマット案として採択。
- ・ JISC が採択した PDD 案は、UNFCCC 事務局を通じてウェブサイト上で公開され、パブリックコメントを受付。
- ・ LULUCF 及び小規模 JI プロジェクトの PDD フォーマットについては、それぞれ別個に作成する必要性も含め、今後審議予定。

#### 4.出席者

( )は欠席委員

地域	委員 ( Member )	代理委員 ( Alternate Member )
附属書 I 国 ( 附属書 国 )	Mr. Olle Björk ( スウェーデン / 持続可能発展省 )	Mr. Franz-Josef Schafhausen ( ドイツ / 連邦環境省 )
" ( 附属書 国 )	Mr. Gerog Børsting* ( ノルウェー / 環境省 )	Mr. Darren Goetze* ( カナダ / 環境省 )
非附属書 国 ( 非附属書 国 )	Mr. Jaime Bravo ( チリ / 国家エネルギー委員会 )	Mr. Marcos Castro Rodriguez ( エクアドル / 環境省 )
" ( 非附属書 国 )	Ms. Fatou Ndeye Gaye* ( ガンビア )	Mr. Vincent Kasulu Seya Makonga* ( コンゴ / 環境自然保全森林省 )
附属書 国 ( 附属書 国 )	Mr. Maurits Blanson Henkemans* ( オランダ / 経済省 )	Mr. Hiroki Kudo ( 工藤拓毅氏 ) * ( 日本 / 日本エネルギー経済研究所 )
非附属書 国 ( 非附属書 国 )	Mr. Shailendra Kumar Joshi ( インド / 環境森林省 )	Mr. Maosheng Duan ( 中国 / 清華大学エネルギー環境経済研究所 )
" ( 小島嶼国地域 )	Mr. Derrick Oderson ( バルバドス )	( Ms. Yumiko Crisostomo ) ( マーシャル諸島 )
附属書 国 ( 経済移行国 )	Mr. Oleg Pluzhnikov ( ロシア / 経済開発貿易省 )	Mr. Evgeny Sokolov ( ロシア / 国家炭素隔離基金 )
" ( 経済移行国 )	Ms. Daniela Stoycheva* ( ブルガリア / 環境水省 )	Ms. Astrida Celmina* ( ラトビア / 環境省 )
" ( 経済移行国 )	Mr. Vlad Trusca* ( ルーマニア / 環境水管理省 )	Mr. Matej Gasperic* ( スロベニア / 環境空間計画省 )

\*任期 3 年。その他の委員は任期 2 年。

オブザーバー参加 : 約 15 名

## II 監督委員会第 1 回会合 (JISC1) の詳細

### 1. 開会

- ・ 事務局（副事務局長 Halldor Thorgeirsson 氏）が、JISC 第 1 回会合（JISC1）の開会を宣言した。
- ・ 代理委員 Yumiko Crisostomo 氏（マーシャル諸島）が欠席であったが、その他の委員・代理委員は出席していた。
- ・ 定足数に達していることを確認した。

### 2. 議題の採択

- ・ 議題を原案通り採択した。
- ・ 事務局が、CDM 理事会（EB）に倣い、本会合の 2 日目最後にオブザーバーとの Q&A セッションを設けることを提案し、JISC はそれを了承した。

### 3. 議長及び副議長の選出

- ・ [決定 9/CMP.1「京都議定書第 6 条の実施のためのガイドライン（Guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol）」](#)（以下、[II ガイドライン](#)）<sup>1</sup>の付属文書（Annex）段落 7<sup>2</sup>に従って、JISC は議長・副議長を年 1 回、附属書 国と非附属書 国から交互に各 1 名を選出する旨、事務局が確認した。
- ・ 事務局が委員に対して、議長及び副議長の推薦（nomination）を要請した。
- ・ **議長**：Maurits Blanson Henkemans 氏（オランダ）が、これまでの経験を評価して Daniela Stoycheva 氏（ブルガリア）を推薦、他 2 名が Stoycheva 氏の推薦への支持を表明した。全会一致で Stoycheva 氏を JISC 議長として選出した。
- ・ **副議長**：Fatou Ndeye Gaye 氏（ガンビア）が Shailendra Kumar Joshi 氏（インド）を推薦、他 1 名が当該推薦への支持を表明した。全会一致で Joshi 氏を副議長として選出した。

### 4. 委員会メンバーシップについて

- ・ [II ガイドライン](#) Annex 段落 10 (b) <sup>3</sup>に従って、JISC 委員及び代理委員は、今回の会合の議題につい

<sup>1</sup> JISC1 審議段階では、「-/CMP.1 (Guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol)」と記載されていたが、会合レポートの公開時には「9/CMP.1」と番号が割り当てられていた。文書は、文書番号が FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.2、内容については [http://unfccc.int/files/meetings/cop\\_11/application/pdf/cmp1\\_15\\_guidelines\\_for\\_implementation\\_of\\_art6.pdf](http://unfccc.int/files/meetings/cop_11/application/pdf/cmp1_15_guidelines_for_implementation_of_art6.pdf) 参照。

<sup>2</sup> [II Guidelines](#), Annex, para. 7 “The Article 6 Supervisory Committee shall elect annually a Chairperson and Vice-Chairperson from among its members, with one being from a Party included in Annex I and the other being from a Party not included in Annex I. The positions of Chairperson and Vice-Chairperson shall alternate annually between a member from a Party included in Annex I and a member from a Party not included in Annex I.” 「JISC は、委員の中から毎年議長及び副議長を選出するものとし、そのうちの一方は附属書 締約国から、他方は非附属書 締約国から選出する。議長職及び副議長職は、附属書 締約国と非附属書 締約国の間で毎年交互に務めることとする。」

<sup>3</sup> [II Guidelines](#), Annex, para. 10 (b) “Members, including alternate members, of the Article 6 Supervisory Committee shall: (b) have no pecuniary or financial interest in any aspect of an Article 6 project;” 「JISC の委員は、委員代理を含め：(b) II プロジェクト

て利害関係を有さないことを宣誓した。

## 5. ワークプラン

### 5 (a) 手続規則

- ・ [決定 10/CMP.1](#)<sup>4</sup>段落 2 (a)<sup>5</sup>及び [JI ガイドライン](#) Annex 段落 3 (g)<sup>6</sup>は、JISC が CDM 理事会の手続規則を適切に考慮にしながら、JISC 手続規則案を作成し、COP/MOP2 に勧告すること、並びに COP/MOP で採択されるまでの間は暫定的に当該手続規則案を適用することと規定している。
- ・ UNFCCC 事務局 (Motoharu Yamazaki 氏) が JISC 手続規則案に関するプレゼンテーションを行った。事務局が作成した[手続規則案](#)については、JISC1 の「Proposed Agenda and Annotation」の [Annex1](#)<sup>7</sup> 参照。

#### < プレゼンテーションの概要 >

[決定 10/CMP.1](#) 段落 2 (a) と [JI ガイドライン](#) Annex 段落 3 (g) に基づいて、CDM 理事会の手続規則を考慮して早急に JISC の手続規則を策定し、COP/MOP2 で採択を図る。COP/MOP で採択されるまでは当該手続規則案を暫定的に適用する。

JI 手続規則案の構成は、CDM 理事会の手続規則と同様。

検討事項として、外部専門家 (expertise) 関連の規定。CDM 理事会と同様に、下部組織として委員会 (committees) やパネル、作業グループの設置に関する規定を盛り込むかどうか。

CDM 理事会の手続規則との比較：異なる点として 言葉遣い・言い回し (JI ガイドライン等で使われている JI 特有の専門用語 (terminology) との一貫性を保つため) と 委員会・パネル・作業グループ関連の規定 (JI 手続規則案では含んでいない)。

- ・ 議長が、規則毎に提案やコメントを要請し、加筆修正を加え、又は削除し、順次採決した。
- ・ 第 6 条監督委員会 (Article 6 Supervisory Committee) という旧呼称ではなく、共同実施監督委員会 (Joint Implementation Supervisory Committee) という用語に統一することで合意した (手続規則の規則 2 第 5 項に加筆修正し、明確に定義した)。
- ・ [JISC 手続規則案](#)において、JI ガイドラインから引用している箇所については、前記の名称に関する

のいかなる面についても金銭的又は財政的な利害関係を有してはならない。」

<sup>4</sup> JISC1 審議段階では、「-/CMP.1 (Implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol)」と記載されていたが、会合レポートの公開時には「10/CMP.1」と番号が割り当てられていた。文書は、文書番号が FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.2、内容については [http://unfccc.int/files/meetings/cop\\_11/application/pdf/cmp1\\_25\\_5\\_implementation\\_of\\_art\\_6\\_kp.pdf](http://unfccc.int/files/meetings/cop_11/application/pdf/cmp1_25_5_implementation_of_art_6_kp.pdf) 参照。

<sup>5</sup> [Decision 10/CMP.1](#), para. 2 “[COP/MOP] [r]equests the Joint Implementation Supervisory Committee to establish and execute a work programme including the following tasks: (a) To develop, as soon as possible, rules of procedure taking into consideration, as appropriate, the rules of procedure of the Executive Board of the clean development Mechanisms, and to recommend them for adoption by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol at its second session, and to apply them provisionally until they are so adopted.” 「COP/MOP は JISC に対し、下記の作業課題を含めた作業計画を策定し、施行するよう要請する。(a) 必要に応じて CDM 理事会の手続規則を考慮しながら、出来る限り早急に手続規則を策定し、第 2 回 COP/MOP に勧告し、また COP/MOP で採択されるまでは当該手続案を暫定的に適用する。」

<sup>6</sup> [JI Guidelines](#), Annex, para. 3 “The Article 6 Supervisory Committee shall supervise, inter alia, the verification of ERUs generated by Article 6 project activities, referred to in section E below, and be responsible for: (g) The elaboration of any rules of procedure additional to those contained in the present annex, for consideration by the COP/MOP.” 「JISC (注：原文では第 6 条監督委員会) は、特に下記 E に記す JI プロジェクト活動から生じる ERUs の検証を監督し、下記について責任を有する。(g) COP/MOP で検討される本附属書に含まれる手続規則以外の追加的な全ての手続規則を策定すること。」

<sup>7</sup> [http://ji.unfccc.int/Sup\\_Committee/Meetings/First\\_Meeting/Rules\\_of\\_procedure.pdf](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/First_Meeting/Rules_of_procedure.pdf)

る変更以外には規定本文に変更を加えずに引用する。JISC の名称については、引用部分は” {Joint Implementation} Supervisory Committee” (括弧は変更箇所を明示するため) と記載し、その他は”the Committee” とすることで統一することとなった。

- ・ 第 VII 章(専門知識)の規則 27 に、パネルやワーキンググループの設置に関する規定を挿入した。CDM 理事会の手続規則では委員会・パネル・作業グループだが、JISC という「委員会」の下に委員会を設置するのはおかしいということで、”The Committee may establish subcommittees, panels or working groups to assist it in performing its functions.” 「JISC はその機能遂行を補助するために、分科委員会、パネル又は作業グループを設置することができる」とした。
- ・ 第 IV 章(会合)の規則 21 に規定されている透明性(transparency)について、CDM 理事会の経験から、JISC の審議及び意思決定において高度な透明性を確保しなければならないという意見が出され、JISC1 会合レポートにおいて言及することとなった。
- ・ 第 XI 章(手続規則の改正)の規則 36 に、JISC 手続規則の改正・追加について、COP/MOP に勧告する項を挿入した。
- ・ 修正を加えた手続規則案について、議長が採決をとり、全会一致で採択 ([JISC1 会合レポート Annex1](#)<sup>8</sup>参照)。
- ・ 手続規則案の構成及び各規則の審議の詳細については、[別添 1](#) を参照。

#### 5 (b) JI プロジェクト設計書 (PDD)

- ・ [決定 10/CMP.1](#) 段落 2 (d)<sup>9</sup> 及び [JI ガイドライン Annex](#) 段落 3 (e)<sup>10</sup> において、JISC の任務として、CDM の PDD を考慮して JI プロジェクトのための PDD を作成する旨が規定されている。
- ・ [決定 10/CMP.1](#) 段落 4 (b)<sup>11</sup> において、JI プロジェクト参加者は CDM (SSC も含む) の PDD の関連部分を必要に応じて適用できると規定されている。
- ・ JISC は JI の PDD 案を検討し、COP/MOP で採択されるまで当該 PDD 案を暫定的に適用する。
- ・ 事務局 (Bjoen Zapfel 氏) が JI の PDD についてプレゼンテーションを行った。事務局が作成した [JI の PDD 案](#) については、JISC1 の「Proposed Agenda and Annotation」の [Annex2 \(Draft JI PDD\)](#)<sup>12</sup> 参照。

<sup>8</sup> [http://ji.unfccc.int/Sup\\_Committee/Meetings/RepAnnex1.pdf](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/RepAnnex1.pdf)

<sup>9</sup> [Decision 10/CMP.1](#), para. 2 “[COP/MOP] [r]equests the Joint Implementation Supervisory Committee to establish and execute a work programme including the following tasks: (d) To elaborate and agree on a joint implementation project design document pursuant to paragraph 3(e) of the guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol, with the understanding that it shall be applied provisionally until the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol has adopted it in accordance with the guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol;” 「COP/MOP は JISC に対し、下記の作業課題を含めた作業計画を策定し、施行するよう要請する。(d) JI ガイドライン段落 3 (e) に従って JI の PDD を策定し、COP/MOP が JI ガイドラインに則って採択するまで暫定的に適用するものとする」

<sup>10</sup> JI Guidelines, Annex, para. 3 “The Article 6 Supervisory Committee shall supervise, inter alia, the verification of ERUs generated by Article 6 project activities, referred to in section E below, and be responsible for: (e) The elaboration of the Article 6 project design document, for consideration by the COP/MOP, taking into consideration appendix B of the annex on modalities and procedures for a clean development mechanism and giving consideration to relevant work of the Executive Board of the CDM, as appropriate;” 「JISC は、特に下記 E に記す JI プロジェクト活動から生じる ERUs の検証を監督し、下記について責任を有する。(e) 必要に応じて CDM 実施細則 (M&P) 附属書 B 及び CDM 理事会の関連作業を考慮に入れて、COP/MOP で検討するための JI プロジェクトの PDD を策定すること。」

<sup>11</sup> [Decision 10/CMP.1](#), para. 4 “[COP/MOP] [a]lso decided that: (b) The relevant parts of the clean development mechanism project design document, and of the project design document for small-scale clean development mechanism project activities, may be applied by project participants under joint implementation, as appropriate;” 「COP/MOP はまた下記の通り決定した。(b) JI プロジェクト参加者は、必要に応じて、CDM の PDD 及び小規模 CDM の PDD の関連部分を適用することができる。」

<sup>12</sup> [http://ji.unfccc.int/Sup\\_Committee/Meetings/First\\_Meeting/JI\\_PDD\\_ver01.pdf](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/First_Meeting/JI_PDD_ver01.pdf)

< プレゼンテーションの概要 >

[決定 10/CMP.1](#) 及び [JI ガイドライン](#) は、COP/MOP で採択されるまで暫定的に適用できるように JISC が早急に JI の PDD を作成すること、並びに CDM の PDD の関連部分については必要に応じて適用可能であることを規定している。[JI の PDD 案](#) は、CDM の PDD を基に事務局が作成した。

CDM-PDD との比較：

言葉遣い・言い回し (JI ガイドライン等で使われている JI 特有の用語 (terminology) との統一性を保つため、CDM 用語 (承認方法論など) の使用も控えた)

CDM-PDD 「セクション A.4.2：プロジェクト活動の分類」の削除

CDM-PDD 「セクション A.4.5：プロジェクト活動の公的資金利用 (public funding)」及び「Annex 2：公的資金に関する情報」の削除

CDM-PDD 「セクション G：関係者のコメント」の削除

「関係締約国によるプロジェクトの承認」の追加

「オプション 1 - ベースライン設定の説明と根拠」の追加

「プロジェクトの環境影響の監視のための情報と当該情報の保管」の追加

- JI の PDD 案の審議の詳細については、別添 2 を参照。
- **LULUCF の PDD**：今回事務局が作成した PDD 案は通常のプロジェクト (regular project) のための PDD として審議し、PDD 案についてパブリックコメントを受け付けて、コメントを勘案し更なる審議をする。まずは、通常のプロジェクトの PDD を JISC2 で確定した後に、PDD 案についてパブリックコメントを受け付けて、一体化 (combine) するか別個のもの (つまり LULUCF 専用の PDD) を作るか (LULUCF 用の別個の PDD の必要性について) 検討する。小規模 JI 用の PDD を別途作成するかについても、その必要性も含めて今後検討することとなった。いずれにしても、今回の PDD 案は通常のプロジェクト (regular project) 用の PDD として審議した。
- **PDD 利用者用ガイドライン**：CDM の PDD 利用者用ガイドラインと同様に、JI についても PDD 利用者用ガイドラインを作成することを確認した。ガイドライン案を事務局が作成し、JISC2 において審議することとなった。事務局は、CDM の PDD 利用者用ガイドラインにくわえて、オランダの JI プロジェクトに関するガイドラインと BASREC<sup>13</sup> の「Regional Handbook on Procedures for Joint Implementation in the Baltic Sea Region」も参照しながら JI PDD 利用者用ガイドライン案を作成する。
- **ベースライン設定**：事務局が作成した [PDD 案](#) においては、ベースライン設定について選択肢を設けていたが、オプション 2 の必要性について疑義が出された。最終的に、オプション 1 がより広範な意味を含み得ることからオプション 2 を削除することで合意し、CDM の承認方法論を使う場合は、具体的な承認方法論の名称及び参考文献、どのように調整し適用するかという説明 (adjustment) について記入しなければならないとした。今後作成する JI-PDD 利用者用ガイドラインでベースライン設定に関する項目の記入方法について詳細なガイダンスを提供することとなった。

<sup>13</sup> <http://www.basrec.org/>

事務局案	<p><b>セクション B：ベースライン設定</b></p> <p>B.1. オプション 1：ベースラインの選択についての説明と根拠</p> <p>B.2. オプション 2：プロジェクト活動に適用した承認済みベースライン方法論の名称及び参考文献</p> <p>B.2.1. 当該方法論を選択した根拠と当該プロジェクト活動への適用理由</p> <p>B.2.2. 当該プロジェクト活動においてどのように方法論を適用するかの説明</p>
修正後	<p><b>セクション B：ベースライン設定</b></p> <p>B.1. ベースラインの選択についての説明と根拠</p>

- ・ **環境影響の分析**：記入項目として設けられている環境影響に関する情報・文書について、プロジェクト活動が実施されるホスト締約国の環境影響評価に関する国内法制度によって手続が定められているので、当該手続に則っている必要があると指摘があった。

事務局案	<p><b>セクション D：モニタリング計画</b></p> <p>D.2.5. プロジェクトの環境影響を監視するために収集された情報及び当該情報の保管方法</p>
	<p><b>セクション F：環境影響</b></p> <p>F.1. 環境への影響（国外への影響含む）について分析した文書</p>
修正後	<p><b>セクション D：モニタリング計画</b></p> <p>D.1.5.<sup>14</sup> プロジェクトの環境影響に関する情報について、ホスト締約国が定めた手続に則った収集と保管に関する情報</p>
	<p><b>セクション F：環境影響</b></p> <p>F.1. ホスト締約国が定めた手続に則って、環境への影響（国外への影響を含む）について分析した文書</p>

- ・ **プロジェクトのカテゴリー**：CDM の PDD にはプロジェクト分野によるカテゴリーの項目があることに鑑みて、JI プロジェクトがどの分野に属するプロジェクト（エネルギー / 地域暖房 / 再生可能エネルギー等）であるかを明記する項目の追加について提案が出された。これに対して、JI プロジェクトには CDM のようなプロジェクト分野のカテゴリーに関する規定を設けておらず、プロジェクトの分類が容易ではないので、カテゴリーの項目は不要という意見が出た。また、カテゴリーを明記しなくてもプロジェクト名や説明、プロジェクトの概要といった項目で容易に判断できるので、カテゴリーの項目は不要という意見も出た。カテゴリーリストの作成は現在でも未だ作業中という CDM の経験に基づいて、膨大な作業量を伴うリスト作成は複雑過ぎるとして、最終的にカテゴリーについて挿入しないことで合意。
- ・ **関係者（ステークホルダー）のコメント**：事務局が PDD 案の作成において、マラケシュ合意文書で CDM プロジェクトとは異なり関係者コメントが必要である旨の項目が挿入されていなかったことをうけて、「関係者のコメントに関する情報」の項目を削除した。関係者のコメントの重要性を指摘する委員もいたが、マラケシュ合意を尊重すべきとの意見も出された。また、国内ガイド

<sup>14</sup> 事務局案の「D.2」が削除されたことにより、番号も順次繰り上がった。

ラインに基づいて関係者コメントを取らなければならない場合もある（例えば環境影響評価の過程において関係者コメントの収集が義務付けられていることが多い）との指摘があった。最終的に、関係者のコメントの項目が挿入されることの意義は大きいという意見もあり、「必要に応じて（as appropriate）」を加筆し、「必要に応じて関係者のコメントの情報を記入する」こととした。

- ・ **クレジット期間**：事務局が作成した **JI の PDD 案** のクレジット期間に係る項目は CDM の PDD<sup>15</sup> をベースにしており、クレジット期間の開始日（starting date）の記載を求めていることについて、排出削減単位（以下、ERUs）<sup>16</sup> のクレジット期間と認められる期間である第一約束期間（2008年～2012年）の間に設けられると明記すべきという意見があった。また開始日だけではなく、クレジット期間の終了も記載すべきという提案もなされたが、2013年以降のクレジットについては審議の対象外として、論点は「開始日」であるとした。プロジェクトの実施期間の長さにかかわらず、ERUs は 2008年～2012年の期間のみに発行されるという前提で審議が進んだ。これは、2013年以降の JI の取り扱いについて現時点では未定であるため、クレジット期間については 2013年以降を考慮しないこととされているようである。ERUs が発生すると予定されている期間や ERUs を獲得するであろう期間といった提案があった。最終的に、“C.2. Length of the period within which emission reduction units are to be earned” 「ERUs が獲得されるべき期間内の期間の長さ」とした。同時に、セクション C.2.1 の「クレジット期間の開始日」は削除することで合意した。
- ・ JI の PDD 案の Annex1～3 は、必ず提出しなければいけない文書である。
- ・ 修正を加えた JI の PDD 案について、議長が採決をとり、全会一致で採択（[JISC1 会合レポート Annex2](#)<sup>17</sup>参照）。当該 PDD 案は JI PDD 利用者用ガイドライン案とあわせて、JISC2 後に事務局を通してパブリックコメントに付され、PDD フォーマット案及びガイドライン案についてのコメント及び LULUCF の PDD 作成の必要性等に関するコメントを受け付ける。コメントを勘案し更なる審議を重ね、PDD フォーマット案及びガイドライン案に加筆修正を加え、最終版を確定することを確認した。

## 5(c) その他（独立組織（IE）の認定等）

### 独立組織（IE）の認定

- ・ 独立組織（以下、IE）<sup>18</sup> の認定に関連する「CDM の運営組織（OE）の認定」について事務局がプレゼンテーションを行った。

#### <プレゼンテーションの概要>

##### OE の役割

メカニズムの環境十全性（environmental integrity）の確保

プロジェクトの有効化審査 登録

<sup>15</sup> CDM-PDD の記入項目「セクション C.2：クレジット期間の選択及び関連情報」においては、「セクション C.2.1：更新可能なクレジット期間」として第一クレジット期間の開始日と長さ又は「セクション C.2.2：固定クレジット期間」として開始日と長さのいずれかの記入が求められている。

<sup>16</sup> 排出削減単位（Emission Reduction Unit; ERU）は、JI プロジェクトの実施によって生じた排出削減量に基づくクレジットのことを指す。

<sup>17</sup> [http://ji.unfccc.int/Sup\\_Committee/Meetings/RepAnnex2.pdf](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/RepAnnex2.pdf)

<sup>18</sup> 独立組織（Independent Entity; IE）は、JI の第 2 トラックのための審査機関で、CDM における OE に該当する。JISC が IE に対して認定（accreditation）を行なうと、認定独立組織（Accredited Independent Entity; AIE）となり、CDM における DOE に該当する。

削減量の検証及び認証 発行

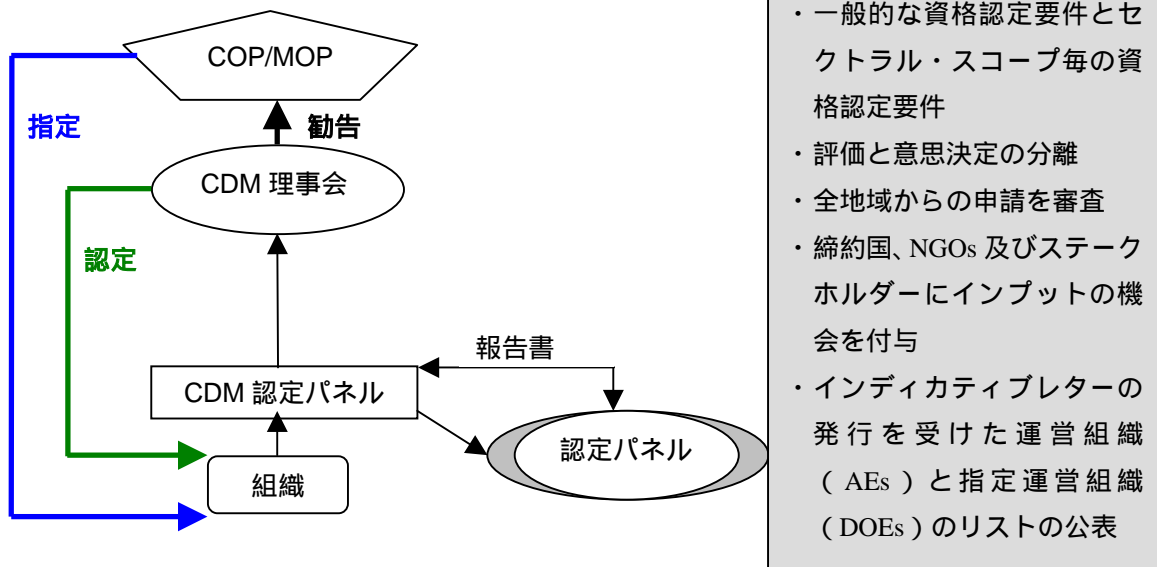
新規のベースライン方法論及びモニタリング方法論の提出：新方法論の事前審査

環境十全性とトランザクション・コストとのバランス

意思決定の透明性

認定システム：包括的な認定基準（CDM 実施細則（M&P）附属書 A）、セクトラル・スコープ、資格認定の基準、ベースライン及びモニタリング基準

認定手続：書類審査、現地査察、任務実施状況の立会審査（witnessing）、スポット・チェックといった複数の評価プロセスを設けている



教訓：

認定のための組織の設置の重要性：評価と意思決定の分離、認定及び方法論に関する専門知識を有する専門家の関与、異なるアクター間の均質性と資格認定要件に関する共通の理解

認定手続の策定：「質」と「費用」のバランス、評価作業を遂行するための専門家の有効性

認定は十分な保障を与えるものではない：認定後の監督システム（スポット・チェック、行動規定（code of conduct）等）、意思決定の透明性確保

- ・ IE の認定に関して、CDM の認定パネルを CDM と JI で共有することについて、資金面での負担軽減と蓄積した経験の活用という利点がある反面、CDM と JI の性質の違いから追加的な作業が必要となることが認識された。IE の認定手続の選択肢として、CDM の認定パネルを現行メンバーのまま共有、認定パネルのメンバーを増員し共有、JI 独自の認定パネルを創設の 3 つが検討されたが、はあり得ないとの意見が出され、今後 と について検討することとなった。
- ・ 上記に関して、CDM 理事会とのコミュニケーションに加えて、CDM 認定パネルとの協議も必要であると指摘があった。Goetz 氏が CDM 理事会議長の Gera 氏と非公式に協議を行なっているが、CDM 理事会及び認定パネルの会合とあわせて JISC との対話を行なうことで合意した。

- ・ JISC は、事務局に対して、JISC2 で検討するために CDM の認定手続を基とした手続案及び CDM の認定パネルの専門家を活用する等のオプションペーパーを作成するよう要請した。事務局は、JISC2 の 1 週間前までに作成し、Børsting 氏、Pluzhnikov 氏、及び Oderson 氏が中心となって検討し、JISC2 で審議することで合意した。

## 作業計画

- ・ JISC は、手続規則及び JI の PDD フォーマットの作成のほかに、[決定 10/CMP.1](#) 段落 2<sup>19</sup>に列挙されている以下の事項について審議することと規定されている。

IE の認定の基準及び手続

JI PDD 利用者用ガイドライン

ベースラインの設定及びモニタリングのガイドライン

管理経費を賄うための手数料 (fee) の課金に関する規定

- ・ 事務局 (Motoharu Yamazaki 氏) は、人的資源及び財源の利用可能性を考慮して、COP/MOP2 までの作業計画 (Work Programme) についてプレゼンテーションを行った。

### < プレゼンテーションの概要 >

JISC の任務は、以下のとおり。

第 2 トラックの JI プロジェクトから発生する ERUs の検証 (verification) の監督：

ERUs の検証の監督 ([JI ガイドライン](#) Annex 段落 3) 認定独立組織 (AIE) による ERUs の決定 (determination) の審査 (review) ([JI ガイドライン](#) Annex 段落 3 (f))

JI の PDD フォーマットの作成：

PDD フォーマットの作成 ([決定 10/CMP.1](#) 段落 2 (d) [JI ガイドライン](#) Annex 段落 3 (e))、及び PDD 利用者用ガイドラインの作成 ([決定 10/CMP.1](#) 段落 2 (e))

ベースライン及びモニタリングの基準の作成：

ベースライン及びモニタリングのための報告ガイドラインと基準の検討 (review)・修正 ([JI ガイドライン](#) Annex 段落 3 (d))、ベースライン設定及びモニタリングの基準に関するガイダンスの作成 ([決定 10/CMP.1](#) 段落 2 (f))

独立組織 (IE) の認定：

IE の認定 ([JI ガイドライン](#) Annex 段落 3 (b))、IE 認定の基準及び手続の作成及び審査手続の作成 ([決定 10/CMP.1](#) 段落 2 (b) (c) 及び [JI ガイドライン](#) Annex 段落 3 (c))

<sup>19</sup> [Decision 10/CMP.1](#), para. 2 “[COP/MOP] [r]equests the Joint Implementation Supervisory Committee to establish and execute a work programme including the following tasks: (b) To further elaborate, as a priority, standards and procedures for the accreditation of independent entities, consistent with appendix A of the guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol, taking into consideration, as appropriate, the procedures for accrediting operational entities developed by the Executive Board of the clean development mechanism; (e) To develop, as soon as possible, guidelines for users, inter alia, of the joint implementation project design document, drawing on guidelines developed by the Executive Board of the clean development mechanism, where appropriate; (g) To develop, as soon as possible, guidance with regard to appendix B of the guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol, including provisions for small-scale project as defined in paragraph 6(c) of decision 17/CP.7, as appropriate; (h) To develop provisions for the charging of fees to cover administrative costs relating to the activities of the Joint Implementation Supervisory Committee.” 「COP/MOP は JISC に対し、下記の作業課題を含めた作業計画を策定し、施行するよう要請する。(b) 必要に応じて CDM 理事会が策定した OE 認定手続を考慮に入れて、JI ガイドライン附属書 A と合致した独立組織 (IE) 認定の基準及び手続を優先的に策定する。(e) 必要に応じて CDM 理事会が策定したガイドラインを引用し、JI 用 PDD のガイドラインを出来る限り早く策定する;(g) 必要に応じて、決定 17/CP.7 段落 6 (c) に定められている小規模プロジェクトに関する規定を含め、JI ガイドライン附属書 B に関するガイダンスを出来る限り早く策定する。(h) JISC の活動に係る事務管理経費を賄うために手数料の課金に関する規定を策定する。」

その他：

COP/MOP に対する JISC 報告 ([JI ガイドライン](#) Annex 段落 3 (a))、JISC の手続規則の作成 ([決定 10/CMP.1](#) 段落 2 (a))、課金 (charging fee) 規定の作成 ([決定 10/CMP.1](#) 段落 2 (g))、作業計画の作成 ([決定 10/CMP.1](#) 段落 2)、管理計画 (management plan) の作成 ([決定 10/CMP.1](#) 段落 2 (g))

- 作業計画案について、事務局が掲げた任務事項毎に審議及び決定の予定について検討。

作業項目	予定	予算要求
<b>1. JISC の手続規則</b>		不要
手続規則の作成	JISC1 で案合意 COP/MOP で検討	
外部専門家の活用	JISC2 で審議	
<b>2. JI の PDD</b>		不要
フォーマット	<ul style="list-style-type: none"> <li>JISC1 で審議、PDD 案合意</li> <li>JISC2 後にパブリックコメント受付</li> <li>JISC3 で最終案合意 COP/MOP で検討</li> </ul>	
利用者用ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>JISC1 で審議</li> <li>JISC2 でガイドライン案合意</li> <li>JISC2 後にパブリックコメント受付</li> <li>JISC3 で最終版採択</li> </ul>	
小規模プロジェクトの PDD	<ul style="list-style-type: none"> <li>JISC3 及び JISC4 で審議</li> <li>JISC5 で案合意 COP/MOP で検討</li> </ul>	
<b>3. JI の認定システム</b>		必要
IE 認定の基準及び手続の策定 (IE となる DOE に適用する規定を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>JISC1 で協議</li> <li>CDM 理事会及び認定パネルとの協議</li> <li>JISC2 で基準・手続案作成・合意</li> <li>CDM 理事会及び認定パネルとの協議</li> <li>JISC4 で基準・手続校正版採択</li> </ul>	
制度の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>JISC 議長と CDM 理事会議長との協議</li> <li>JISC2 でオプションペーパー作成</li> <li>JISC2 で審議及び制度構築に関する決定を行なう時期について合意</li> </ul>	
<b>4. IE の認定</b>		必要
<b>5. ベースライン及びモニタリングの基準に関するガイダンス</b>		必要
ベースライン設定及びモニタリングの基準に関するガイダンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>JISC2 前にガイダンス案なしでパブリックインプット受付</li> <li>JI 技術ワークショップ (3 月) で発表</li> <li>JISC2 で early mover プロジェクトも含めて審議</li> </ul>	

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official report by the meeting organizer. Do not quote.

	・ JISC4 で採択	
小規模プロジェクトに係る規定	・ JISC3 で審議 ・ JISC4 で採択	
ベースライン及びモニタリングの報告ガイドライン及び基準の審査と修正	JISC6 又は JISC7 で必要性について審議	
<b>6. PDD 作成、モニタリング報告書、決定報告書の公表手続</b>		不要
	JISC2 で審議、採択	
<b>7. 決定 (determination) の審査 (review) 手続</b>		不要
PDD の有効性決定の審査	・ JISC2 で審議 ・ JISC3 で決定	
ERU 決定の審査	・ JISC2 で審議 ・ JISC3 で決定	
<b>8. プロジェクトの審査 (review)</b>		必要
<b>9. 課金に係る規定</b>		
	JISC4 で審議、採択	
<b>10. 管理計画 (MAP)</b>		不要
	・ JISC1 及び JISC2 で審議 ・ JISC4 で採択	

- ・ JISC4 までの作業予定について、下記の通り確認。

JISC	作業項目
JISC1 後	・ ベースライン及びモニタリング基準に関するガイダンスのパブリックコメント
	・ IE 認定の基準及び手続について CDM 理事会と認定パネルとの協議
	・ JISC 議長から CDM 理事会議長への認定システムに係る制度の構築について協議
JISC2	・ 外部専門家の活用に関する検討
	・ PDD 利用者用ガイドライン案の決定
	・ IE 認定の基準及び手続案の決定
	・ 認定システムに係る制度の構築について審議
	・ early mover プロジェクトのためのベースライン及びモニタリングの基準に関するガイダンスについて審議
	・ PDD、モニタリング報告書、決定報告書の公表手続に関する審議及び決定
	・ 再審査及び決定に関する手続の審議
・ 管理計画の審議	
JISC3	・ PDD フォーマット最終版の決定
	・ PDD 利用者用ガイドライン最終版の決定

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 小規模プロジェクトの PDD について審議</li> <li>• 小規模プロジェクトに係る規定について審議</li> <li>• 決定の審査手続の決定</li> </ul>
JISC4	<ul style="list-style-type: none"> <li>• PDD フォーマットと小規模プロジェクトのガイドラインの審議</li> <li>• IE 認定の基準及び手続（最終版）の決定</li> <li>• ベースライン及びモニタリングの基準に関するガイダンスの決定</li> <li>• 課金に係る規定の決定</li> <li>• 管理計画の決定</li> </ul>

- JISC は、作業計画に合意した（[JISC1 会合レポート Annex3](#)<sup>20</sup>参照）。

#### その他

- **小規模プロジェクトの規定**：JISC は、第 3 回会合で小規模プロジェクトの規定について審議することとし、それまでに Castro 氏、Sokolov 氏、及び Trusca 氏の 3 名の委員に対して案文を作成するよう要請。
- **ベースライン及びモニタリングの基準に関するガイダンス**：JISC は、第 2 回会合前までに [JI ガイドライン](#) 添付文書（Appendix）B「ベースライン及びモニタリングの基準」に関するガイダンスのパブリックインプットを要請することとした。
- **“early movers”**：当該事項について、JISC2 で審議することとし、Henkemans 氏と Trusca 氏に対して JISC2 の 1 週間前までにディスカッション・ペーパーを作成するよう要請した。
- **手続**：JISC は事務局に対して、JISC2 の 1 週間前までに、PDD・モニタリング報告書・決定報告書（determination reports）の公表の手続案と 決定の審査手続案を作成するよう要請した。

#### 6. 2006～07 年の管理計画

- JISC は、[決定 10/CMP.1](#) 段落 2（g）に従って、CDM 理事会の経験に配慮して 2006～07 年の管理計画（予算を含む）を可能な限り早く作成し検討する。
- 事務局が、JISC に係る財源の現状についてプレゼンテーションを行なった。

##### < プレゼンテーションの概要 >

2006 年～07 年補足財源（Supplementary Resource）は、合計 443 万 USD（内訳：2006 年 213 万 USD + 2007 年 230 万 USD）

2006 年～07 年 Core 予算は、合計 120 万 USD（内訳：2006 年 60 万 USD + 2007 年 60 万 USD）

2006 年 2 月 3 日現在 77,145USD。書面による約束分 200,000USD + 口頭の公約分 120 万 USD（公約分を含めて 2006 年で 60 万 USD 不足）

予算不足のため、公約をした締約国に対しては拠出を早急に要請し、他の締約国に対しても長期にわたる更なる拠出を要請

- 管理計画には、目的、任務、機能、主要業務、CDM 理事会との協調といった項目を盛り込む。
- JISC は、議題案では[決定 10/CMP.1](#) 段落 2 に列挙されている事項に基づいて 2006～07 年の管理計

<sup>20</sup> [http://ji.unfccc.int/Sup\\_Committee/Meetings/RepAnnex3.pdf](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/RepAnnex3.pdf)

画について審議する予定であったが、今回の JISC では審議されなかった。ただし、JISC2 で審議するために、事務局に対して JISC2 の 1 週間前までに、今回の JISC1 での検討を考慮した上で、管理計画案を作成するよう要請した。

## 7. その他

### オブザーバーの扱い

- ・ JISC は、CDM 理事会と同様にオブザーバーと対面しての Q&A セッションを行なうことを確認した。
- ・ 2 週間前までに登録したオブザーバーは、公開会合をオブザーバー室から Webcast で傍聴し、Q&A セッションに参加可能であることを確認した。

### JISC 宛の質問・コメントの扱い

- ・ 議長から、JISC 宛に電子メールによる問合せが 4 件届いている旨報告。
- ・ 電子メールでの問合せ (clarification) の扱いについて、事務局が回答案を作成、委員の誰かが回答案を作成等の意見が出たが、事務局から回答案を作るために JISC からガイダンスが必要であると回答した。また、問合せにも単なる平凡な (routine) 質問と本質的な (substantive) ものがあり、その振り分けについてのガイダンスも JISC が提供するよう要望した。副議長が問合せの振り分けを行い、一般的な問合せは副議長のアドバイスのもと事務局が回答案を作成し、本質的な問合せは JISC 会合の議題として協議することとなった。

### 2006 年のスケジュール

- ・ 2006 年の会合スケジュールを下記の通り採択 ([JISC1 会合レポート Annex4](#)<sup>21</sup>参照)

JISC2	2006 年 3 月 7 日～8 日と 10 日～11 日	* 3 月 7 日は非公開 * 3 月 9 日～10 日はワークショップ * 3 月 10 日はワークショップ終了後に開催 * 3 月 11 日は午前中のみ
JISC3	2006 年 5 月 27 日～29 日	* SB24 (5 月 15～26 日) の後
JISC4	2006 年 7 月 17 日～19 日	
JISC4bis	2006 年 9 月 (JISC4 は、7 月か 9 月かで開催)	* 委員からの要請で新規に追加
JISC5	2006 年 11 月 1 日～3 日	* COP/MOP2 (11 月 6～17 日) の前

### J1 技術ワークショップ

- ・ UNFCCC 事務局主催で、2006 年 3 月 9 日～10 日に J1 技術ワークショップを開催する。
- ・ 事務局 (Bjoen Zapfel 氏) からワークショップ議事次第についてプレゼンテーションが行われた。

< J1 技術ワークショップの議事次第案抜粋 >

#### 1 日目 (2006 年 3 月 9 日)

J1 の概要 : COP/MOP1 以後の J1 に関する動きと適格性 (eligibility) に関する事項  
JISC : JISC 委員の紹介、COP/MOP2 までの作業計画と主要論点、JISC1 及び JISC2 の結果  
CDM の教訓

<sup>21</sup> [http://ji.unfccc.int/Sup\\_Committee/Meetings/RepAnnex4.pdf](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/RepAnnex4.pdf)

今後の動き：IE の認定、ベースライン設定及びモニタリングに関する基準（JISC の任務、方法論に関する事項、共通ベースライン）、小規模プロジェクト（JISC の任務、小規模 CDM）

## 2 日目（2006 年 3 月 10 日）

今後の動き（続き）：LULUCF（LULUCF の JI プロジェクトの実施細則、LULUCF の CDM プロジェクト、LULUCF の JI プロジェクトの可能性）

事例紹介：需要側及び供給側のそれぞれの観点から

Early Starter プロジェクト

- ・ 議事次第について検討：early movers、小規模プロジェクト及び LULUCF の議題としての扱いについて協議し、修正を加えた。さらに、JISC 委員のプレゼンテーションの担当者を決定した。ただし、ワークショップの内容については、事務局と話し合っ最終決定となる。

### JISC2 の暫定議事次第

- ・ JISC は次回会合の暫定議事次第を検討し、採択。JISC2 の主要な議題は、PDD 利用者用ガイドライン、IE の認定、手続の作成、early mover プロジェクトを含むベースラインとモニタリングに関するガイダンス、2006 年～07 年の管理計画で、合意された（[JISC1 会合レポート Annex5](#)<sup>22</sup>参照）。

### 8. JISC1 の会合レポートの検討・採択

- ・ 事務局が作成した JISC1 会合レポート案について検討し、検討成果を反映して、全会一致でレポートを採択した。JISC1 会合レポートは、[UNFCCC ウェブサイト内 JISC セクション](#)<sup>23</sup>に公開される。  
[JISC1 会合レポート（原文）](#)<sup>24</sup>

### Q&A セッション

- ・ 2 月 3 日の JISC1 閉会直前に委員とオブザーバーとの Q&A セッションが行われた。主な討議内容は以下の通り。

**IEETA：** プロジェクト参加者は、AIE の有効化審査のために PDD を使わなければならないのか？ early mover プロジェクトについて、既に開始しているという努力に対して何らかの差異を設けるべきではないか？

PDD フォーマットについて、今後議論となると思われる点として、PDD フォーマットが変更になった場合に既にある程度手続が進んでいるプロジェクトに対して影響が及ぶのか？

この Q&A セッションは、次回会合では閉会直前ではなく、もっと前に開けば、レポートへの反映もあり得るので、そうしてもらいたい。

**Daniela Stoytcheva 氏（議長）：**

Q&A セッションの開催時期については、次回会合では検討する。

<sup>22</sup> [http://ji.unfccc.int/Sup\\_Committee/Meetings/RepAnnex5.pdf](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/RepAnnex5.pdf)

<sup>23</sup> [http://ji.unfccc.int/Sup\\_Committee/Meetings](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings)

<sup>24</sup> [http://ji.unfccc.int/Sup\\_Committee/Meetings/Report.pdf](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/Report.pdf)

すべての JI プロジェクトについて、同じ手続を踏まなければならない。

Maurits Blanson Henkemans 氏 :

( Stoytcheva 氏の発言に対して ) いや、それはまだ議論していない。これから議論する事項である。early mover プロジェクトのための PDD については、次回 JISC 及び技術ワークショップで検討するが、いずれにしてもプロジェクト参加者、トラック 1 及び 2 の締約国は全て、マラケシュ合意に則って手続を進める必要がある。

Gerog Børsting 氏 :

determination と PDD フォーマットは別個の問題であり、early mover については更なる審議が必要と考える。ただ個人的見解では、PDD 案は実務とは異なる部分があると考えるので、より実務に即した形となるようにパブリックインプットを要請することは有意義である。

世界銀行 : PDD 案について、JI プロジェクト間の透明性と比較可能性の観点から、「セクション B.1」において CDM の承認方法論の記載を詳細に求める必要がある。そのために、一つの大きなセクションですべてを述べるのではなく、小分けした記載項目 (例えば、内容説明 (description) と根拠 (justification) などの主要素をサブセクションに分けてそれぞれ記載するなど) を導入すべきだと思う。

プロジェクトのカテゴリーを PDD フォーマットから削除することになったが、IE の専門部門 (セクトラル・スコープ) を設定することは、各 IE の専門性 (specialization) を特定し、市場やコストに良い影響を与えると考える。

JISC は第 1 トラックに対しては任務を負わず、締約国間の交渉に任せられるもので、ERUs と AAUs の移転に対して管理できないという理解で良いのか？

Daniela Stoytcheva 氏 (議長) :

JISC の任務は第 2 トラックのみであることは間違いない。第 1 トラックのガイドラインは、当該トラックに参加する締約国によって独自に作成されるものである。例えば第 1 トラックとして認められた場合であっても、UNFCCC は第 1 トラックのプロジェクトの情報を把握できるし、クレジットの移転については UNFCCC のシステムである国際取引ログ (ITL) のもとで行われるので、全てのクレジットの移転について追跡でき、JISC は第 1 トラックの取引も監督できる。

Gerog Børsting 氏 :

議長が指摘したとおり、JISC は第 1 トラックの情報も把握でき、JISC の役割として第 1 トラックも考慮に入れてガイダンスを付与する必要がある。ただし、検証 (verification) の手続は第 2 トラックのみを対象としている。第 1 トラックにしる第 2 トラックにしる、CDM の方法論を活用する場合には、根拠 (justification)、比較可能性 (comparability)、そして透明性 (transparency) の観点から、具体的な説明が必要であると個人的には考えている。

Maurits Blanson Henkemans 氏 :

世銀はルーマニアで LULUCF のプロジェクトの実績を有しているので、LULUCF の PDD について提案があれば、パブリックコメントで是非寄せて欲しい。

ポイントカーボン : 第 1 トラックに対して、JISC で審議され決定される PDD フォーマット、PDD に関するガイドライン、及びベースライン・モニタリングの基準について影

響を及ぼすのか？

early mover プロジェクトについてその取り扱いが決定した場合、既に開始されているプロジェクトの PDD フォーマットを修正する等の影響が出るのか？

Daniela Stoytcheva 氏（議長）：

プロジェクト参加者は、第 1 トラックなのか第 2 トラックなのか判断できない。JISC が審議し決定するガイドラインは、全てトラック 2 を対象としたものであるが、現時点ではいずれのトラックとなるか判断できないのであれば、リスク軽減の観点から第 2 トラックのフォーマット・手続に則っておく可能性もあるのではないかと。また、現時点では第 1 トラック用の国別ガイドラインを策定している国はまだないので、トラック 1 でどのようなフォーマットや基準、手続を採用するかは各国のガイドラインができるのかは予測できない。

第 2 トラックであれば、確かに early movers が負うリスクを考慮すべきではあるが、基本的には JISC の定めるものに遵わなければならない。

Maurits Blanson Henkemans 氏：

第 1 トラックのためのルールも必要であろう。その件については、今度開かれるワークショップでも検討対象となるかもしれない。また、JISC の任務に第 1 トラックのためのルールについて検討するものを加えるという可能性もありうる。

## 9. 閉会

- ・議長が閉会を宣言。

以上

（文責：財団法人地球環境センター元田智也 / 社団法人海外環境協力センター森實順子）

別添 1

手続規則の構成及び審議の詳細

第 I 章：対象	
規則 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>脚注番号が「2」となっているのは、編集上の理由であり、以降の脚注番号を含めて訂正。</li> </ul>
第 章：定義	
規則 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 5 項：「共同実施監督委員会は、決定-/CMP.1（京都議定書第 6 条の実施）によって設立された委員会で、決定-/CMP.1（京都議定書第 6 条の実施のためのガイドライン）で採択された共同実施ガイドラインで定義された第 6 条監督委員会に対して決定-/CMP.1（京都議定書第 6 条の実施）が与えた呼び名である。本手続規則を通じて、共同実施ガイドラインから引用する場合には、『第 6 条監督委員会』は『{共同実施}監督委員会』に置き換えられる。」</li> <li>他項（第 1～4 項、及び第 6～11 項）については、異議無く原案通り合意。</li> </ul>
第 章：委員及び代理委員	
A. 候補者推薦、選出、及び再選出	
規則 3～6	<ul style="list-style-type: none"> <li>J1 ガイドラインの引用を含め、異議無く原案通り合意。</li> <li>規則 5 第 3 項（委員欠席の際の代理委員による代理）について、代理委員が委員として機能することは、JISC 会合の定足数としてカウントされるか否かについての質問に対して、カウントされるとの結論に異議なし。</li> </ul>
B. 停止、終了、及び辞職	
規則 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 項（JISC 委員及び代理委員の権能停止・終了勧告）の原因事由の一つとして、「適切な理由無しに委員会会合を 2 回続けて出席しなかった場合」が挙げられているが、「適切な理由」の判断基準を盛り込んだ方がいいのではないかと、この意見が出された。「JISC 議長が判断する」という文言を追加するか、客観的な「適切な理由」判断テストを導入するかという意見が出されたが、同項が J1 ガイドラインからの引用であるため、文言の追加はできないとの認識から、規則 7 の規定文言は原案通りで合意。</li> </ul>
規則 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>異議無く、原案通り合意。</li> </ul>
C. 利害衝突及び機密情報	
規則 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 項は J1 ガイドラインから引用されたプロジェクトに対する金銭・利益関係に関する規定で、原案通り合意。</li> <li>第 2 項は認定独立組織（AIE）に対する金銭・利益関係に関する規定として挿入されたもので、原案規定に「暫定的に IE として活動する DOE」も対象として追加することで合意。</li> </ul>
規則 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 項は J1 ガイドラインからの引用で、異議無く原案通り合意。</li> <li>第 2 項は、書面による誓約の具体的内容を記したもので、委員からは特に近親血縁者の利害関係まで手続規則に含めることについて疑問が出されたが、訂正無しで合</li> </ul>

	意。
規則 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 項共に、JI ガイドラインからの引用で、原案通り合意。</li> <li>機密情報を JISC で取り扱う場合、JISC 会合がウェブキャストで公開されているが、どのように対処するのかとの質問が出されたが、非公開セッションにしてウェブキャストも行わないことで対応できるとの見解で合意。</li> </ul>
規則 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 項は、JI ガイドラインからの引用で、原案通り合意。</li> <li>第 2 項第 2 文に、「the secretary of the Committee」との記述があるものの、ここまでの手続規則では「secretary」が何かについては触れられていない。「secretary」の定義は、規則 30 にあるため、「the secretary of the Committee」の直後に「as defined in Rule 30 (規則 30 で定義される)」を追加することで、合意。</li> </ul>
規則 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1、2 項は、異議無く原案通り採択。</li> <li>第 3 項の議長・副議長が委員でなくなった場合の新議長・副議長の選出は、残りの委員の中から選出するのか？という質問が出された。規則 8 で委員の辞職・業務遂行不可能の場合の委員の代替選出について規定されており、それに基づいて対応すればよいとの見解で合意。規定文言は原案通り合意。</li> </ul>
規則 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>異議無く、原案通り合意。</li> </ul>
第 章：会合	
A. 日程	
規則 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>JI ガイドラインからの引用で、原案通り合意。</li> <li>会合は毎年最低 2 回開催とされているが、回数については財政状況を勘案し増やすことが出来るとの見解も合意された。</li> </ul>
規則 16	<ul style="list-style-type: none"> <li>異議無く、原案通り合意。</li> </ul>
規則 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 項は、JISC 会合開催日程を開催日の 8 週間前までに議長が知らせる旨規定しているが、JISC2 が 3 月上旬開催予定となっているため、8 週間前の告知が不可能であると委員から言及がなされた。8 週間という期間が長すぎるという指摘もあり、4 週間あるいは 6 週間、5 週間などの提案も出されたが、事務局から準備作業の関係で 8 週間前とすることが妥当であるとの見解が示されたため、「可能な限り (if possible)」という文言を追加し改定案で合意。</li> </ul>
B. 会場	
規則 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>異議無く、原案通り合意。</li> </ul>
C. 議事次第	
規則 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>JISC 会合暫定議事次第 (provisional agenda) は、JISC 前回会合での合意に基づいて議長が作成し、送付するが、委員及び代理委員からのその暫定議事次第への追加・変更の提案は当該会合開催日の 4 週間前までに事務局に知らせなければならない、との規定に対して、委員からは時間的な面で非常に短いとの意見が出された。これに対して、議長からはあくまでも暫定議事次第への反映の問題であり、毎回会合開催時には議事次第の採択を行うので、そのときに「その他」のところで議論対象とする議題を提案することが可能であり、時間的な制限については特に問題にならな</li> </ul>

	いとの見解が示され、それを踏まえて、原案通り合意された。
D. 文書類	
規則 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 項の「JISC の文書類が委員及び代理委員へ事務局を通じて遅くとも会合の 2 週間前までに入手可能とされる」との規定について、その入手可能とするための手段を明記する必要性について意見が出された。これに対して、規定上一般的な表記方法にしていることが事務局から回答され、具体的には特段困難な環境にない場合は電子メールでの送付で行われることが付言された。また、「2 週間前まで」の期間についても、1 週間前、3 週間や 4 週間前の方が望ましい等の意見が出されたが、他の準備作業や提出・公開時期などとの関係で 2 週間前が妥当であるとの見解が事務局から示され合意。ただし、JISC2 までの時間的制約を考慮して、第 2 回会合に関してのみ 1 週間前となっても仕方がないであろうとの見解も合意された。</li> <li>第 2 項は異議なく原案通り合意。</li> </ul>
E. 透明性	
規則 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定文については、原案通り合意。</li> <li>透明性を確保することが非常に重要であり、そのことを委員及び代理委員共に十分認識し、透明性確保のための最大限の努力をすることが必要であるとの意見が出された。</li> </ul>
F. 傍聴	
規則 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 項は、JI ガイドラインからの引用であるものの、「as observers」と「{as observers}」との表記があり、委員が困惑した。事務局から「原文通りの位置よりも、{ } 挿入位置の方が妥当であるかと思ったので、代わりに位置を示すのに { } で挿入した」との説明があったが、これまで JI ガイドライン引用部分は用語以外変更しないとしているため、引用通りの文章で合意した。(すなわち「{as observers}」は削除。) また、「JISC がそうではない決定をする場合を除いて」オブザーバーに公開するとの内容が、規則 11 の機密情報取扱時の非公開セッションとすることの根拠となることが議長から説明された。</li> <li>第 2 項、第 3 項は共に異議なく原案通り合意。</li> <li>オブザーバーへの公開に関しては、規則 11 の機密情報保護と規則 21 の透明性との関係で、透明性確保の重要性を考慮しつつ機密情報保護するための適切なバランスを保たなければならないとの意見が出された。JISC 会合の全過程を非公開にせず、可能な限り公開にしていく見解で合意した。</li> </ul>
G. 定足数	
規則 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>JI ガイドラインからの引用で、異議無く、原案通り合意。</li> </ul>
第 V. 投票	
規則 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 3 項が「各委員は 1 票の投票権を有する」とのみの規定であるが、CDM 理事会の同規定には「この手続規則の目的として、『出席し投票する委員』とは投票が行われる会合に出席し、賛成又は反対の票を投じる委員を意味する」との規定が含まれている。なぜ削除されたのか？との質問が呈せられた。これに対し、事務局からは第 1</li> </ul>

	<p>項の第3文「投票を棄権する委員は投票しないものと見做される」で十分規定されているためであると回答し、委員会はこの回答に異議を唱えなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 利害関係を有する委員は、第3項で言う「投票権」を有して投票に参加できるのか？との疑問が出された。議長は会合の開始時に各委員が利害対立を有しない旨を宣言していることを説明したが、間接的な利害関係等をその議事進行中に明示して投票に参加しない等の対応が必要ではないかとの提案がなされた。これに対して、事務局からCDM理事会の実践として、利害関係を有する委員は議論中には発言をせず投票にも参加しないことが紹介された。それを明文化してJIの手續規則に含むべきではないかとの提案も出されたが、他の委員から規則10で委員が何の利害関係にもないと宣誓することが委員となる条件とされているので、利害関係にあることは想定しなくて良いとの意見が出され、規則34は各項とも原案通りに合意された。</li> </ul>
規則 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>• JISCがJIの早期開始と言う至上命題を背負っていることに鑑み、JISCでの投票行動の重要性に触れ、第3項の第2文を「反対意見が提起された場合には、委員から提起された反対意見を考慮して、議長は、各委員にJISCのリストサーバーを通じて電子メッセージの形式で反対意見がなくなるまで、決定案を改訂し、送付することを繰り返す。」との変更案が提案された。しかし、電子メールを通じて決定を下すのは透明性を確保できないこと、並びに過程が複雑であるとの異議が出され、その変更案は却下された。</li> <li>• 第1項に述べる議事決定の緊急性に関しては、緊急的事項の取扱はCDM理事会の実践に倣うとして、規則25は原案通り合意された。</li> </ul>
第 VI 章：言語	
規則 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>• JI ガイドラインからの引用で、異議無く、原案通り合意。</li> </ul>
第 VII 章：専門知識	
規則 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CDM理事会の手續規則では、パネルや作業グループに関して規定されているが、JISCではJIガイドラインや他の関連文書に同様の規定が存在していないため、原案では削除されていた。ただし、パネルや作業グループの設置が許されていないわけではないため、挿入の可能性は注釈として示唆されていた。</li> <li>• JISCは、パネル等の設置の可能性を認識し、第2項に「JISCはその機能実施に際してその補助を行うための委員会（committees）、パネル（panels）、及び作業グループ（working groups）を設置することができる」を挿入することが提案された。しかし、議長からJISCという委員会（Committee）が委員会（committees）を設置することがおかしいとの懸念が呈せられ、「分科委員会（subcommittees）を設置できる」と変更することで合意された。</li> </ul>
第 VIII 章：事務局	
規則 28～32	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 異議無く、原案通り合意。</li> </ul>
第 IX 章：業務の実施	
規則 33	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 異議無く、原案通り合意。</li> </ul>
規則 34	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 規則 34 が文書の取扱に関するもので、規則 20 と重複しているとの意見が出され、</li> </ul>

	<p>規則 34 と規則 20 との違いの明確化が求められた。これに対して、副議長から、規則 20 が JISC 会合のための委員宛の文書に関する規則であり、規則 34 はその他の文書（提出書面などを含む）の取り扱い方の規則であること、よってその目的が異なるものであるとの見解が示された。これを受けて、原案通り合意。</p>
<p>第 X 章：会合の記録</p>	
<p>規則 35</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則 20 との関係で、規則 20 の直後に挿入すべき規定ではないかとの提案が出されたが、規則 20 が会合で検討すべき事前に出される文書に関するものであるのに対し、規則 35 の対象は会合の結果に関するものであるとの見解が示され、原案通り合意。</li> </ul>
<p>第 XI 章：手続規則の改正</p>	
<p>規則 36</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JIガイドラインからの引用であり、原案通り合意。</li> <li>第2項として追加規定の提案がなされた。原案規則36のみでは手続規則への規定の追加に関してのみしか適用できず、手続規則がJISCの業務に合致しない場合、結果としてJISC委員の権能が拡大又は縮小することに対応できないとして、手続規則の改正と追加について、COP/MOPに勧告を出す旨の規定の追加が求められた。これに対して、原案規定のみでJISCに手続規則の改正権限も与えられていると解釈できるのではないかとの異議も出されたが、JISCはCOP/MOPの下部機関であり、改正を含む立法機能を与えられている機関ではなく、COP/MOPに検討を委ねられるだけであるとの主張がなされ、「JISCは、規則36第1項の下での行動に加えて、JISC手続規則に対する改正・追加に関してCOP/MOPに勧告することができる」との規定を第2項として挿入することが提案された。これに対して、勧告（recommendation）と言う文言が適切かどうか疑問が呈せられたが、決定10/CMP.1段落2（a）「<u>recommend</u> them for adoption by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol」との記述があるので「recommendation」で可との見解が議長から示された。これを受けて、規定36には第2項を挿入することを提案通りに合意。</li> </ul>

## 別添 2

### II プロジェクト設計書 (PDD) に関する審議の詳細

#### セクション A : プロジェクトの全般的な内容

各項目 (A.1 ~ A.5) について、特に異議無く原案通り合意。

#### 「カテゴリー」の追加提案 (A.5 として)

CDM の場合、プロジェクト分野によるカテゴリーの項目があることに鑑みて、II でもカテゴリーを PDD に記した方がいいのではないかと A.5 としてカテゴリーの項目を追加してはどうかとの提案が出された。その理由としては、II プロジェクトのデータベース化に有用となることが挙げられた。これに対して、CDM と異なり II にはプロジェクト分野に関する規定がないこと、したがってプロジェクトの分野別分類が容易に行い得ないことなどが、事務局から回答された。また、議長からはプロジェクトの全般的な内容の記載から (あるいはプロジェクトタイトルのみでも) プロジェクトのカテゴリーは容易に想像できるため、あえて PDD の項目とする必要がないとの発言もあった。しかし、CDM のようにリスト化した方が分かりやすいし、アプローチも容易となるという意見も出されたが、CDM の実践では現在もまだカテゴリーリストの作成途中であり、まだまだ相当な作業が必要である、とのコメントが出され、それほどの作業量を伴うリスト作成は複雑過ぎるとして、カテゴリーの項目の挿入はしないことで合意された。

#### セクション B : ベースラインの設定

##### B.1 : オプション 1 - 選択したベースラインの既述及び根拠

##### B.2 : オプション 2 - プロジェクトに適用可能な承認ベースライン方法論のタイトル及び参照

##### B.2.1 : 方法論選択の根拠とプロジェクトへの適用可能性の根拠

##### B.2.2 : プロジェクトの文脈においてどのように方法論を適用するかの既述

B.1 と B.2 はどちらか一方の選択となるというのが事務局原案の内容であったが、オプション 2 の必要性について、委員の見解は分かれた。オプション 2 を「プロジェクトに適用可能な承認 CDM ベースライン方法論」と変更する提案や、オプション 1 に承認方法論を使用する場合はそれを明記することとの付記を付け足せば、オプション 2 は必要ないとする意見、B.2.1 に「調整変更 (adjustments) を含む」の文言を追加する案などが出された。特にオプション 2 が必要であるとする根拠として、承認方法論の使用とその根拠を明確にすることは透明性の確保に重要な意義を持つためという意見も出された。オプション 1 の代替案として「選択した場合は承認 CDM ベースライン方法論の参照とその適用方法を含む」を追加して、オプション 2 を削除するとの提案もなされた。最終的には、オプション 1 がより広範な意味を含みうることから、オプション 2 を削除して、オプション 1 に承認方法論を使用する際にもこちらに必要な情報を記載することとなったが、その具体的な記載内容については II PDD 利用者用ガイドラインの中で詳細に記述することで、合意された。

#### セクション C : プロジェクト期間 / クレジット期間

##### C.2 : クレジット期間の長さ

##### C.2.1 : クレジット期間の開始日

クレジットの発行が 2008～2012 年の間であるため、その文言を追加すべきとの提案が出されたのを皮切りに、プロジェクト期間とクレジット発行の時期、クレジット期間などについての議論が行われた。ERU は 2008～2012 年の間でのみ発行されることが、委員会全体の共通理解となっており、プロジェクトがどこまで続こうがクレジットは 2012 年までであるという前提で議論が進められていた。これは 2013 年以降 JI がどのようなようになるかがまったく未定であるため、クレジット期間については 2013 年以降を考慮しないこととされているようであった。

クレジット期間との関係で、C.2.1 の開始日に関する情報を C.2 に組み込んでしまうという案と、C.2.2 として「クレジット期間の終了日」を追加するという案が出されたが、終了日は 2012 年末で確定しているとの主張もなされ、これに対して 2012 年以前に終了する可能性もあることが指摘された。いずれにしても、2013 年以降のクレジットについては議論対象外としつつ、重要なのが「開始日」であることに議論が収斂していった。

「開始日」については、ERU 発行とクレジット化とは異なるため、ERU 発行期間と言うのもおかしいとの意見が出され、そうすると 2008～2012 年という期間を明言するべきではないとする委員と、明言すべきであるとする委員とがいた。折衷案として、「JI PDD で言うクレジット期間とは、2008～2012 年の間である」などと用語集か PDD 利用者用ガイドラインで定義付けるという案も出された。C.2 を「排出削減クレジット発生の予想開始日」とするという案も出され、議論の収束が怪しくなったところで、非公式会合で話し合うことも提案されたが、最終的に「ERU が獲得されるべき期間内の期間の長さ」とすることで落ち着き、合意された。

同時に、C.2.1 は削除することで合意された。

## **セクション D：モニタリング計画の設定**

### **D.1：プロジェクトに適用される承認モニタリング方法論の名称及び参照**

セクション B.1 との整合性の関係で、「選択したモニタリング計画の既述及び根拠」とし、D.1.1 と D.2 を削除することで合意した。

### **D.2.5：プロジェクトの環境影響をモニタリングするための収集すべき情報とその情報の保存方法**

環境影響アセスメント（EIA）の関係で、ホスト国の国内法制度への言及をすべきとの観点から、「ホスト国が必要としている手順に従って行うプロジェクトの環境影響に関する情報の収集・保存に関する情報（Information on the collection and archiving of information on the environmental impacts of the project in accordance with procedures required by the host party）」との修正案が出され、それで一旦合意された。その後、「適用可能な場合、ホスト国が必要としている手順に従って行うプロジェクトの環境影響に関する情報の収集・保存に関する情報（Where applicable, in accordance with procedures required by the host party, information on the collection and archiving of information on the environmental impacts of the project）」と変更されて、合意された。

## **セクション F：環境影響**

### **F.1：越境影響を含む環境影響の分析に関する文書類**

「ホスト国が決定する手順に従って」を追加することで、合意された。

### **セクション G：関係者（Stakeholders）のコメントに関する情報（妥当な場合のみ）**

関係者コメントは、事務局原案では削除されていた。その理由は、マラケシュ合意文書の中では、CDM プロジェクトについては関係者コメントが必要とされているのに対し、JI プロジェクトにはその項目が挿入されていないため、というものである。委員からは関係者コメントの重要性が述べられたが、マラケシュ合意を尊重して入れないでも良いとする意見もあった。マラケシュ合意に含まれていなくとも、国内ガイドラインに基づいて関係者コメントを取らなければならない場合もあること（例えば環境アセスメントの過程では通常関係者コメントを取ることが義務付けられることが多い）も述べられ、その場合は国内法制についての項目で記載すれば事足りるとする意見もあった。しかし、PDD に関係者コメントの項目が挿入されている意義は大きいとする意見もあり、セクション G として「関係者コメントに関する情報（必要に応じて（as appropriate））」とすることで合意された。

### **付属文書（Annex）1：プロジェクト参加者の連絡先情報**

付属文書 1 と PDD のセクション A.3 「プロジェクト参加者」との違いについて質問が出され、A.3 では単にプロジェクト参加者を羅列するのみ、付属文書 1 では各プロジェクト参加者の連絡先情報を詳細に記すべきもの、という区別で合意された。なお、この記載内容の区別については、PDD 利用者用ガイドラインで明記することとされた。

### **付属文書 2：ベースラインの情報**

### **付属文書 3：モニタリング計画**

付属文書は、PDD に添付が必須のものであることが確認された。また、付属文書への記載内容は、特に定めが無く、すなわち書き手の書きたいように書ける文書であることも確認された。PDD はフォーマットが決まっているが、付属文書にはフォーマットが無いため、自由に記載すればよい。